

令和3年分 申告相談のお知らせ

令和3年分の申告相談を以下の日程で行いますので、各地区の指定日にお越しください。

※例年、地区指定のない日や期間の後半は大変混雑し、長時間お待ちいただくことになります。
 ※午前中の方が混み合う傾向にありますので、時間調整ができる方はなるべく午後の時間帯にお越しください。
 ※新型コロナウイルス感染防止対策のため、昨年と同様に受付職員の数を減らして対応させていただく予定です。
 スムーズな申告相談を行うためにも、あらかじめ収支計算や領収書の整理を行ってからお越しください。

■会場 役場分庁舎講堂（旧母子健康センター）

■受付時間 午前 8 時30分から午後 4 時まで（延長日は午後6時まで）

※番号札は午前8時から申告会場にて配布します

日	月	火	水	木	金	土
—	—	—	2/16 本町 仲町	17 横町 反町 大八	18 荒町 中通	19 —
20 —	21 谷津作	22 平館 小野赤沼	23 —	24 地区指定なし (延長日)	25 菖蒲谷 雁股田 皮籠石	26 —
27 地区指定なし (休日受付)	28 飯豊上 飯豊中	3/1 飯豊下 吉野辺	2 地区指定なし (延長日)	3 浮金	4 小戸神 小野山神	5 —
6 —	7 夏井	8 南田原井 塩庭一区 塩庭二区	9 地区指定なし (延長日)	10 湯沢 上羽出庭 和名田	11 地区指定なし	12 —
13 —	14 地区指定なし	15 地区指定なし	※役場では、消費税申告・青色申告の受付は行っていません。 消費税申告をされる方は南東北総合卸センター（郡山市喜久田町）で申告してください。			

◆ 申告会場における新型コロナウイルス感染防止対策について

町では、町民の皆さんの健康と安全を考え、職員の健康チェックやマスク着用など、感染防止策に努めています。申告相談受付時においても、「3密（密集・密接・密閉）」を避けるなどの「新しい生活様式」に基づく各種感染防止策を徹底しますので、来場される皆さんにおかれましても、下記についてご協力くださいようお願いします。

- 発熱や倦怠感などの症状がみられる方、体調が優れない方は、来場をお控えください。
- 入場時には入口に設置してある手指用アルコール消毒液により消毒してください。
- 会場ではマスクを着用し、せきエチケットをお守りください。



—— 申告が必要な方 ——

令和4年1月1日現在、小野町に住民登録されている方で、令和3年中に次の要件に該当する方

- 主な収入が給与または年金で、それ以外の収入があった方
 - 給与所得者で年末調整を行わなかった方
 - 営業・農業・不動産・配当などの所得があった方
 - 土地や建物などを売却した所得（譲渡所得）があった方
 - 医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方
 - 初めて住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受ける方
- ※ 農業所得で申告される方については、**自家消費分のみでは申告を受け付けることができません。**

—— 申告に必要なもの ——

■ 共通事項

- ・ マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類（運転免許証など）
- ・ 通帳または口座番号が確認できるもの（申告者ご本人のもの）
- ・ 給与や年金所得のある方は源泉徴収票
- ・ 以前に自身で利用者識別番号を取得したことのある方はそれを確認できるもの（ID・パスワード方式の届出完了通知）
- ※ 家庭の生計内容などを把握している方がお越しください。
- 農業所得の申告
- ・ 収支内容をまとめた農業経営状況調査票
- ・ 経費などを確認できる領収書
- ※ JA情報マネージメントをお持ちの方はご持参ください。

■ 営業・不動産・配当所得の申告

- ・ 会計帳簿や領収書など収支内訳の明細が分かるもの

■ 譲渡所得の申告

- ・ 売買契約書
- ・ 譲渡のために要した費用などの領収書

■ 医療費控除の申告

- ・ 医療費控除の明細書、医療費通知等
- ※ 個人ごと・病院ごとに振り分けし、明細書を作成したうえでお願いします。

- ・ 保険金を受け取った場合は金額が分かる書類

■ 各種所得控除の申告

- ・ 生命保険料や地震保険料の控除証明書、障害者手帳、介護保険証、療育手帳など各種控除の適用となることを証明できるもの

■ 住宅借入金等特別控除（1年目）の申告

- ・ 登記事項証明書（原本）
- ・ 工事請負契約書（写）
- ・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（原本）
- ※ 増改築等の場合など、上記以外の書類が必要となることもあります。

—— 申告しなくてもよい方 ——

- 収入が1カ所からの給与のみで、勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている方
- 収入が年金のみで、支払先から町に「公的年金等支払報告書」が提出されている方

⚠️ ご注意ください

税法上の申告義務がない方（収入が障害年金・遺族年金のみの方、所得がない方など）も、住民税の申告をする必要がありますので忘れずに申告してください。
 未申告の場合、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険税（料）の軽減措置が受けられない、高額療養費自己負担額の判定ができない、所得（課税）証明書が発行されないなどの影響があります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、パソコンやスマートフォンなどをお持ちでインターネット接続が可能な方は、できる限りe-Taxや郵送による提出をお願いします。（詳しくは裏面をご覧ください。）
 また、新型コロナウイルスの感染状況等により、急きょ日程等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。